

受講アンケートにおける問題の回答について（介護保険サービス事業所）

（問題1）令和6年度から運営規程や内容及び手続の説明及び同意（重要事項説明書）において記載が必須となる項目はどれでしょうか。

- 1 業務継続計画等について
- 2 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延防止のための措置について
- 3 事故発生時の対応について
- 4 虐待の防止のための措置について
- 5 苦情処理の体制について
- 6 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関、評価結果の開示状況）

（回答1）

まず、重要事項説明書の中では、運営規程の概要の記載が求められているため、運営規程で記載が求められている場合、重要事項説明書への記載も必要となります。

選択肢それぞれについては以下ようになります。

- 1 業務継続計画等について
- 2 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延防止のための措置について
（上記2つとも運営規程、重要事項説明書において、記載は求められていない）
- 3 事故発生時の対応について
（運営規程で定める必要がある（対象外サービスあり）
→重要事項説明書における運営規程の概要としても記載が必要）
- 4 虐待の防止のための措置について
（運営規程において令和6年度より義務化
→重要事項説明書における運営規程の概要としても記載が必要）
- 5 苦情処理の体制について
（重要事項説明書で定める必要がある（一部対象外サービスあり））
- 6 提供するサービスの第三者評価の実施状況
（重要事項説明書で定める必要がある（対象外サービスあり））

以上から、

「4 虐待の防止のための措置について」が令和6年度より全サービス共通で運営規程と内容及び手続の説明及び同意（重要事項説明書）において記載が必要となりました。

(問題2) 令和6年度からの義務化により、対応が未実施である事業所に対し今年の4月から減算が適用されるものはどれでしょうか(以前から減算対象となっていたものは除く)。

- 1 身体拘束適正化のための措置がされていない
- 2 業務継続計画が未策定(感染症(及び食中毒)の予防及びまん延防止のための指針、非常災害対策計画が策定されている場合を除く)
- 3 虐待の防止のための措置がされていない
- 4 感染症(及び食中毒)の予防及びまん延防止のための措置がされていない

(回答2)

まず、今年度より(減算に関係なく)義務化となった事項は、

- 2 業務継続計画の実施(計画の策定及び研修訓練の実施)
- 3 虐待の防止のための措置の実施(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置)
- 4 感染症(及び食中毒)の予防及びまん延防止のための措置がされていない(委員会の開催、指針の整備、研修の実施)

の3つとなります。

このうち、今年度より減算対象となるものは、

「2業務継続計画が未策定(感染症(及び食中毒)の予防及びまん延防止のための指針、非常災害対策計画が策定されている場合を除く)」

「3虐待の防止のための措置がされていない(福祉用具貸与は、3年間経過措置期間)」
の2つが全サービス共通で減算対象となります。

なお、「2業務継続計画の未策定」カッコ内の例外措置及び訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援の経過措置期間は令和7年3月31日までとなります。

また、選択肢の「1身体拘束適正化のための措置がされていない」については、サービス種別によっては、以前から対応が義務付けられており、未対応の場合の減算規定があります。令和6年度から追加で対応が義務づけられた短期入所生活介護事業所、短期療養生活介護事業所、(看護)小規模多機能型事業所においても、減算規程について1年間の経過措置となっておりますのでご注意ください。